主任介護支援専門員更新研修を修了した方の介護支援専門員証の有効期間について

主任介護支援専門員更新研修（以下、「主任更新研修」という。）を修了することで、従来の更新研修を修了しなくても本体の介護支援専門員証（以下、「ケアマネ証」という。）の更新手続ができるようになりました。

ケアマネ証の更新手続を行う際、原則としてケアマネ証の有効期間満了日を主任更新研修修了証明書の有効期間満了日に揃えることとなりますが、申出があった場合、ケアマネ証の有効期間満了日を主任更新研修修了証明書の有効期間満了日に揃えないことも可能です。

☆有効期間満了日の選択について

(1) ケアマネ証の有効期間満了日を主任更新研修修了証明書の有効期間満了日に揃える。

　 例：主任更新研修修了証明書の有効期間満了日→平成35（2023）年12月10日

　　 　ケアマネ証の有効期間満了日　→平成31（2019）年３月30日

　　　 ケアマネ証の更新手続後の有効期間満了日　⇒平成35（2023）年12月10日



(2) ケアマネ証の有効期間満了日を主任更新研修修了証明書の有効期間満了日に揃えない。

　例：主任更新研修修了証明書の有効期間満了日→平成35（2023）年12月10日

　 　　ケアマネ証の有効期間満了日　→平成31（2019）年３月30日

　　 　ケアマネ証の更新手続後の有効期間満了日　⇒平成36（2024）年３月30日



※ただし、主任更新研修修了証明書の有効期間満了日の前に、ケアマネ証の有効期間満了日（現に有するケアマネ証の有効期間を５年更新した時の年月日）を迎える場合は、ケアマネ証の有効期間満了日を主任更新研修修了証明書の有効期間満了日に揃えることができません。

　例：主任更新研修修了証明書の有効期間満了日→平成38（2026）年２月12日

　　　ケアマネ証の有効期間満了日　→平成31（2019）年３月30日

　　　ケアマネ証の更新手続後の有効期間　→平成36（2024）年３月30日

　　（ケアマネ証の有効期間満了日を主任更新研修修了証明書の有効期間満了日とそろえると、ケアマネ証の有効期間を５年以上更新することになり、法令違反となってしまいます。）

※この場合、必要な添付書類のうち、「証の有効期間満了日に関する申出書」の提出は不要です。



ご自身のケアマネ証の有効期間満了日を主任更新研修修了証明書の有効期間満了日と揃えることが可能か確認するために、別添『「証の有効期間満了日に係る申出書」提出要否確認書』を用意しましたので、御活用ください。（更新申請の際に、添付書類として提出は不要です。）